

第4章

タイにおける障害者アクセシビリティ確保のための法制度

西澤希久男

要約：

本稿の目的は、タイにおける物理的アクセシビリティに関する法令の内容を紹介することである。タイにおいては、障害者が実際に権利に基づく利益を得るために、権利への「アクセス」ということに拘ってきた。そのこだわりは、タイにおける障害者基本法とも言える、「障害者の生活の質の向上と発展に関する法律」においても発揮された。同法に基づくアクセシビリティに関する省令は、それらが要求するアクセシビリティ確保のために設置・提供を求める器具、設備、サービスは充実したものがあるが、その執行を実現するための方策が図られていないと旧来の問題は解決しないまま残っている。

キーワード：

障害者エンパワーメント法 権利へのアクセス 執行の確保 内務省 運輸省
社会開発人間安全保障省

はじめに

近年、バンコクとその近郊では、深刻な交通渋滞の緩和、移動の利便性の向上のために、新しい公共交通機関が建設または計画されている。今後、より一層移動手段の充実化が図られるが、その利益をすべての人が享受するには、利用者の特性に応じた対応が求められる。障害者や高齢者といった、いわゆる「交通弱者」と言われる人たちにとっては、他の人と比べて移動に関する利益を享受することは、一層重要となる。新しい交通機関が整備中の現在こそ、移動の利益を遍く拡げるために、アクセシビリティの確保が喫緊の課

題となっていると言える。

そこで、本稿では、障害者のアクセシビリティの中でも、特に交通に代表される、物理的アクセシビリティに焦点を当て、タイにおける法制度の現状を紹介する。その際、一部地域のみ限定して適用される条例は対象から除外し、タイ全土において適用される法律と省令を対象とする。

第1節 タイにおける障害者の権利とアクセシビリティ

タイにおける障害者基本法とも言える、仏暦 2550（西暦 2007）年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律（以下、障害者エンパワーメント法と表記。）においては、障害者の権利として、公的な便益にアクセスし、利用する権利を定めている（第 20 条第 1 項）。具体的には、第 1 に、医療行為によるリハビリテーション・サービス（1 号）、第 2 に、国会教育または国家教育計画に関する法律に従った教育、第 3 に、就業、標準サービス、労働者保護、雇用安定措置のためのリハビリテーション（3 号）、第 4 に、障害者にとって必要な設備及びサービスの利用を含め、非障害者と平等に、社会、経済、政治活動において、完全かつ効率的に受け入れられ、参加すること（4 号）、第 5 に、公的な政策、マスタープラン、計画、プロジェクト、活動、開発、生活必需品、法的扶助、弁護のための法律家へのアクセスを援助すること（5 号）、第 6 に、情報、報道、通信、遠距離通信、情報技術、すべての種類の障害者のための情報・通信手段（6 号）、第 7 に、手話通訳サービス（7 号）、第 8 に、介助動物、介助器具等を移動中の乗物、または滞在中の場所に同行・持参する権利、またかかる場合において、障害者自身が公共の便益を無料で享受し、かつ同行・持参した介助動物、介助器具等に対する追加料金を免除される権利（8 号）、第 9 に、障害者特別手当を受領すること、第 10 に、住環境の改修、その他のサービスの提供である（10 号）。

本条に定められている事項については、障害者権利条約において明確にアクセスまたはアクセシビリティとして規定されているものよりも広範囲となっている。本条において「アクセス」(Khaothueng) という単語が用いられているのは、仏暦 2550（西暦 2007）年タイ王国憲法（以下 2007 年憲法と表記。）を起草する際における規定方法における議論と関係がある。

2007 年憲法の起草の際、同憲法における障害者に関する規定の起草方針について障害者団体を交えて話し合うなどしていた¹。2007 年 4 月に提出された第 1 草案において、第 53 条（最終的には第 54 条となる。）は以下の様に規定していた。

「第 53 条 障害者または身体的弱者は国家から社会福祉、公共の便宜、およびその他援助を受ける権利を有する。」

このような規定について、タイ障害者協会は、「受ける権利を有する」という表現であると、当該権利が無視されて放置されたり、また優先順位が下げられたりするおそれがあると指摘した。そこで、アクセス原理を主張するとともに、実際に利益を得る必要があることから、「アクセスし、かつそれから利益を受ける権利を有する」と修正することを提案した（西澤 2010,124-126）。この障害者協会の提案を受けて、憲法起草第1小委員会は障害者協会の提案を受け入れて草案を修正し、それが憲法第54条として結実した（西澤 2010,127）。

同時期に起草されていた障害者エンパワーメント法においても、障害者の権利に関する規定について、当初は憲法草案と同様の形式で規定されていた。しかしながら、第2読会での審議において、障害当事者である委員から、憲法起草委員会での修正を受けて修正提案が提出され、その提案に基づいて、憲法の規定と同様の規定方式となった（Saphanitibanyatheangchat 2007a）。

第20条第4号に定められている権利を実現するために、物理的アクセシビリティの確保が必要となる。これに関して、第37条第1項は、障害者がアクセスし、利用することができるように、建物、駅、運輸機関、交通サービスまたはその他公的サービスに設置・提供する器具、設備またはサービスの種類・性質を規律するために、社会開発人間安全保障相、運輸相、内務相に省令の公布権限を認めている。同条2項は、同条1項に定められた器具等を設置・提供した建物所有者等が税制上の優遇を受けることができるとする。

本条においても、2007年憲法54条および障害者エンパワーメント法第20条の規定と同様に、「アクセス」と「利益を得る」権利という文言が、障害当事者である委員からの修正提案により導入された。さらに、第2読会に当初提案された草案では、備えるべき設備、施設等が「障害者用」と「限定」されていた。この点についても、障害当事者である委員から、障害者用に限定される必要は無く、障害者が「利用できる」施設であれば問題は無く、また、そちらの方が有用であるとして、修正提案が提出され、その提案が採用された（Saphanitibanyatheangchat 2007b）。

これまで見てきたように、2007年憲法および障害者エンパワーメント法において、「アクセス」し、「利益を得る」という文言が一貫して導入されているのは、統一性の問題はもとより、タイにおけるそれまでの状況に対する懸念、危惧から生じている。それまで、権利として抽象的に認められていても、実質的にはその利益を享受することができなかった。まさに、「絵に描いた餅」の状態であった。仏暦2540（西暦1997）年タイ王国憲法（以下1997年憲法と表記。）、および、既存の仏暦2534（西暦1991）年障害者能力回復法（以下リハビリテーション法と表記。）の元では実現できなかった権利の実質化を図るために、2007年憲法および障害者エンパワーメント法の起草においては、障害当事者が積極的に関与し、そのための方策を導入しようと試みた。その成果が、「アクセス」や「利益を得る」という文言の追加であり、懲罰的損害賠償制度や割当雇用制度義務違反者の公表制度であ

る。既存の法制度および行政執行に対する不信が、権利や便益に現実に「アクセス」できるだけでなく、それを「利用する」ことを保障することを求めた。そのため、障害者エンパワーメント法においては、「アクセス」という単語が多く用いられている。

さて、物理的アクセシビリティについて規定する第 37 条に基づいて、現在省令が公布されているのは、運輸省によるものと社会開発人間安全保障省によるものの二つである。内務省によるものは依然として公布されていないが、仏暦 2522（西暦 1979）年建物規制法（以下建物規制法と表記。）に基づいて公布された省令が存在し、現在それが効力を有している。

次節では、各省令の内容について概説する。

第 2 節 物理的アクセシビリティに関する省令の内容

物理的アクセシビリティに関する省令は、建物規制法に基づく内務省令、ならびに、障害者エンパワーメント法に基づく、社会開発人間安全保障省令および運輸省令が存在する。障害者エンパワーメント法に基づいた内務省令は依然として存在しないが、物理的アクセシビリティは建物に大いに関係するので、建物規制法の規律に服する場面が多い。そのため、社会開発人間安全保障省令および運輸省令においては、当該省令の中で、建物規制法の準用を定めており、建物規制法が一般法の役割を有している（社会開発人間安全保障省令第 3 条。運輸省令第 3 条。）。そこで、以下では、まず建物規制法に基づく内務省令の内容を概観した後、その後障害者エンパワーメント法に基づく 2 省令の内容を概観する。

1. 仏暦 2548（西暦 2005）年障害者または身体的弱者および高齢者のための建物内における設備を定める省令

障害者の建物へのアクセスを確保するために、建物規制法に基づき、内務省令として、「仏暦 2548 年障害者または身体的弱者および高齢者のための建物内における施設を定める省令」（以下内務省令と表記）が公布・施行されている。同省令は、1997 年憲法第 55 条および第 80 条第 2 項が、障害者等が国家から公的便宜、その他支援および助成を受け権利を定めていることを受け、障害者等が社会において様々な活動に参加する機会を実現するために公布されなければならなかったと公布理由に述べられている。

同省令は、全 30 条よりなり、その構成は、施行日、定義等を定めた一般規則の後、第 1 章「設備標識」、第 2 章「傾斜路およびエレベーター」、第 3 章「階段」、第 4 章「駐車場」、第 5 章「建物入口道、建物間通路および建物間連結通路」、第 6 章「扉」、第 7 章「便所」、第 8 章「ブロック」、第 9 章「娯楽施設、会議場およびホテル」、経過規則である。

内務省令第 3 条は、障害者等のための設備を設置しなければならない建物について定め

ている。それによると、第一に、一般人の利用に供している建物部分の面積が 300 m²を超える、病院、クリニック、保健センター、公務実施建物、国営企業、法律により設置が定められている政府機関、国立の教育施設、図書館および博物館、飛行場、鉄道駅、バスターミナル、船着場といった公共交通機関駅である（同条第 1 号）。第二に、一般人の利用に供している建物部分の面積が 2000 m²を超える、事務所、娯楽施設、ホテル、会議場、運動場、ショッピングセンター、百貨店、その他種々の建物である（同条第 2 号）。設置義務対象の建物は、同省令第 1 章から第 8 章に定められた設備を設置しなければならない。

第 9 章は、娯楽施設、会議場およびホテルに適用される特則を定めている。娯楽施設および会議場は、100 座席毎に 1 以上の車いすスペースを配置しなければならない（第 26 条）。100 室以上の客室を要するホテルは、火災等の緊急時に対応するための設備や避難のために非常口等に近接するなどの措置を講じた客室を 1 以上設けなければならない（第 27 条）。また、当該客室が備えなければならない浴室設備についても規定している（第 28 条）。

同省令は、施行前において、既に建物が存する場合や建築または改修許可手続を進めている場合には適用されない（第 29 条）。同省令の施行は、公布後 60 日経過後であるので、施行日は 2005 年 8 月 31 日である。

2. 仏暦 2555（西暦 2012）年障害者がアクセスし、利用するために、建物、場所、その他サービスにおいて提供する器具、設備、またはサービスとその性質を定める省令

建物または施設に対する障害者のアクセシビリティの確保のために、障害者エンパワーメント法に基づき、社会開発人間安全保障省令として、「仏暦 2555 年障害者がアクセスし、利用するために、建物、施設、その他サービスにおいて提供する器具、設備、またはサービスとその性質を定める省令」（以下、社会開発人間安全保障省令と表記。）が公布・施行されている。同省令の公布理由によれば、障害者エンパワーメント法第 37 条第 2 項において、障害者のアクセシビリティの改善・確保のために、器具、設備、サービスを設置・提供した場合の税制優遇を定めているにもかかわらず、どのような種類・性質の器具等を設置・提供すれば優遇を受けられるのかが定められていなかったからだとする。

同省令は、全 6 条および別表により構成されている。第 1 条において、器具（第 1 号）、設備（第 2 号）、サービス（第 3 号）、建物（第 4 号）、場所（第 5 号）の定義がされている。ここにおいて、建物とは、公的、政治、教育、宗教、社会、娯楽または商業に関する活動のために人が使用できる建物または事務所を構成する部分および建物の周囲を指す。施設とは、料金を支払うか否かにかかわらず、人が入場または利用できる場所および往來のための通路も含む。

建物または場所に設置・提供する器具、設備、サービスについては第 5 条に列記されており、それは以下の通りである。

- ① 障害者用いすまたは車いす用スペース
- ② 傾斜路
- ③ 視覚障害者用ブロック
- ④ 障害者用エスカレーター
- ⑤ 傾斜型または水平型動く歩道
- ⑥ 転落防止柵または格子
- ⑦ 移動可能くず入れ
- ⑧ 障害者用案内所
- ⑨ 障害者用公衆電話
- ⑩ 障害者用飲料水提供サービス
- ⑪ 障害者用現金自動支払機
- ⑫ 障害者用扉
- ⑬ 障害者用便所
- ⑭ 障害者用エレベーター
- ⑮ 障害者用駐車場
- ⑯ 障害者支援依頼用音響信号または光信号
- ⑰ 障害者用器具または設備表示標識
- ⑱ 障害者用往来路
- ⑲ 障害者用郵便ポスト
- ⑳ 障害者用避難場所
- ㉑ 視覚障害者用警告音声および聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは警告灯
- ㉒ 視覚障害者用音声情報案内および聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは標識
- ㉓ 障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する職員

上記器具等が有しなければならない性質については、別表において詳細に定められている。

3. 仏暦 2556（西暦 2013）年障害者がアクセスし、利用するために、建物、場所、車両および交通サービスにおいて提供する器具、設備、またはサービスとその性質を定める省令

交通機関とそれに付随する建物等へのアクセシビリティの改善と確保のために、担当省庁である運輸省は、「仏暦 2556 年障害者がアクセスし、利用するために、建物、場所、車両および交通サービスにおいて提供する器具、設備、またはサービスとその性質を定める省令」（以下運輸省令と表記。）を公布・施行した。同省令の公布理由によれば、障害者エンパワーメント法第 37 条第 2 項において、障害者のアクセシビリティの改善・確保のために、器具、設備、サービスを設置・提供した場合の税制優遇を定めているにもかかわらず、どのような種類・性質の器具等を設置・提供すれば優遇を受けられるのかが定められていなかったからだからとする。社会開発人間安全保障省令と同一の理由である。

同省令は、全 16 条と別表によりなり、その構成は、定義の後、第 1 章「一般規則」、第 2 章「交通機関」、第 3 章「交通事業」である。

建物は、公共交通において利用する建物もしくは事務所を構成する部分、または、各種道路区域内における一般人の利用に供する建物を指す（第 1 条第 4 号）。場所は、建物の周囲の場所または区域を指す（同条第 5 号）。

第 2 章では、対象となる交通機関の車両等毎に、設置・提供する器具等を定めている。

第 4 条は、障害者のアクセシビリティの改善・確保のために、器具、設備、サービスを設置・提供する交通機関を列挙している。対象なる交通機関は以下の通りである。

- ① 陸上交通法に基づく路線バス（第 1 号）
- ② 自動車法に基づく公共車または事業車（第 2 号）
- ③ 鉄道および公道施設法に基づく鉄道車両（第 3 号）
- ④ タイ大量輸送電気鉄道に関する法律に基づく電気車（第 4 号）
- ⑤ タイ領海内航行法に基づく客船（第 5 号）
- ⑥ 航空法に基づく航空機（第 6 号）

第 5 条は、第 4 条第 1 号に該当する路線バスが設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者用扉
- ② 障害者移動器具または車椅子昇降器具
- ③ 傾斜路
- ④ 車いすスペースまたは車いす接続器具
- ⑤ 障害者用器具または設備表示標識
- ⑥ 搭乗職員用障害種別毎障害者支援ガイド
- ⑦ 障害者とコミュニケーションをとるための搭乗職員用翻訳ガイドまたはシンボル図
- ⑧ 車両乗降の際における障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する搭乗職員

第6条は、第4条第2号に該当する公共車または事業車が設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者移動器具または車椅子昇降器具
- ② 車いすスペースまたは車いす接続器具
- ③ 障害者とコミュニケーションをとるための搭乗職員用翻訳ガイドまたはシンボル図

第7条は、第4条第3号に該当する鉄道車両が設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者移動器具または車椅子昇降器具
- ② 傾斜路
- ③ 車いすスペースまたは車いす接続器具
- ④ 障害者用座席
- ⑤ 障害者用便所
- ⑥ 障害者用寢室
- ⑦ 障害者用器具または設備表示標識
- ⑧ 搭乗職員用障害種別毎障害者支援ガイド
- ⑨ 障害者とコミュニケーションをとるための搭乗職員用翻訳ガイドまたはシンボル図
- ⑩ 障害者用器具または設備が搭載されている車両であることを障害者が知るための車両外壁に添付する障害者マーク入りラベル
- ⑪ 視覚障害者用駅名案内音声及び聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは駅名表示板
- ⑫ 車両乗降の際における障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する搭乗職員

第8条は、第4条第4号に該当する電気車が設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 車いすスペースまたは車いす接続器具
- ② 障害者用座席
- ③ 障害者用器具または設備表示標識
- ④ 搭乗職員用障害種別毎障害者支援ガイド
- ⑤ 障害者とコミュニケーションをとるための搭乗職員用翻訳ガイドまたはシンボル図
- ⑥ 障害者用器具または設備が搭載されている車両であることを障害者が知るための車両外壁に添付する障害者マーク入りラベル
- ⑦ 視覚障害者用駅名案内音声及び聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは駅名表示板

第9条は、第4条第5号に該当する客船が設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者移動器具または車椅子昇降器具
- ② 傾斜路
- ③ 障害者用昇降路
- ④ 車いすスペースまたは車いす接続器具
- ⑤ 障害者用座席数標識
- ⑥ 障害者用座席
- ⑦ 障害者用船舶内通路
- ⑧ 障害者用階段
- ⑨ 障害者用便所
- ⑩ 障害者用寢室
- ⑪ 障害者用器具または設備表示標識
- ⑫ 職員用障害種別毎障害者支援ガイド
- ⑬ 障害者とコミュニケーションをとるための搭乗職員用翻訳ガイドまたはシンボル図
- ⑭ 視覚障害者用船着場名案内音声及び聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは船着場名表示板
- ⑮ 乗降の際における障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する搭乗職員

第10条は、第4条第6号に該当する航空機が設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者移動または車いす昇降用のリフト
- ② 障害者用座席
- ③ 障害者用便所
- ④ 障害者用器具または設備表示標識
- ⑤ 障害種別毎の航空機サービス利用ガイド
- ⑥ 職員用障害種別毎障害者支援ガイド
- ⑦ 障害者とコミュニケーションをとるための搭乗職員用翻訳ガイドまたはシンボル図
- ⑧ 視覚障害者用警告音声および聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは警告灯
- ⑨ 乗降の際における障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する搭乗職員

各車両等が設置・提供する器具等が有しなければならない性質については、別表において詳細に定められている。

異なる種類の交通機関の間で、必要とされる器具、設備等の相違を理解するために、以下に表1としてまとめる。

表1

	障害者用器具，設備およびサービス	A	B	C	D	E	F
1	障害者用扉	○					
2	障害者移動器具または車椅子昇降器具	○	○	○		○	
3	傾斜路	○		○		○	
4	障害者用昇降路					○	
5	車いすスペースまたは車いす接続器具	○	○	○	○	○	
6	障害者移動または車いす昇降用のリフト						○
7	障害者用座席数標識					○	
8	障害者用座席			○	○	○	○
9	障害者用船舶内通路					○	
10	障害者用階段					○	
11	障害者用便所			○		○	○
12	障害者用寢室			○		○	
13	障害者用器具または設備表示標識	○		○	○	○	○
14	障害種別毎の航空機サービス利用ガイド						○
15	職員用障害種別毎障害者支援ガイド	○		○	○	○	○
16	障害者とコミュニケーションをとるための搭乗職員用翻訳ガイドまたはシンボル図	○	○	○	○	○	○
17	障害者用器具または設備が搭載されている車両であることを障害者が知るための車両外壁に添付する障害者マーク入りラベル			○	○		
18	視覚障害者用警告音声および聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは警告灯						○
19	視覚障害者用駅名案内音声及び聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは駅名表示板			○	○	○	
20	乗降の際における障害者に対するサービス提供のため，障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け，資格を有する搭乗職員	○		○		○	○

出所：Samnaknganplatkrathuangkhomnakhom（2015: C3, 18-19）に基づき筆者作成

A: 陸上交通法に基づく路線バス，B: 自動車法に基づく公共車または事業車，C: 鉄道および公道施設法に基づく鉄道車両，D: タイ大量輸送電気鉄道に関する法律に基づく電気車，E: タイ領海内航行法に基づく客船，F: 航空法に基づく航空機

第3章では、対象となる交通事業に関する施設毎に、設置・提供する器具等を定めている。

第11条は、バスターミナル設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者用扉
- ② 障害者用座席または車いすスペース
- ③ 傾斜路
- ④ 障害者用階段および手すり
- ⑤ 視覚障害者用ブロック
- ⑥ 障害者用切符売場および改札口
- ⑦ 障害者移動器具または車いす昇降器具
- ⑧ 障害者用便所
- ⑨ 障害者用エレベーター
- ⑩ 障害者用公衆電話
- ⑪ 障害者用駐車場
- ⑫ 障害者用避難場所
- ⑬ 障害者用器具または設備の表示標識
- ⑭ 視覚障害者用通行地図
- ⑮ 視覚障害者用警告音声および聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは警告灯
- ⑯ 視覚障害者用情報案内音声及び聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは情報表示板
- ⑰ 職員用障害種別毎障害者補助に関するガイド
- ⑱ 障害者とコミュニケーションをとるための職員用翻訳ガイドまたはシンボル図
- ⑲ 障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する職員

第12条は、道路に設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者用歩道
- ② 障害者用道路横断信号および障害者用横断歩道
- ③ 傾斜路
- ④ 視覚障害者用ブロック
- ⑤ 障害者用歩道橋
- ⑥ 障害者用公衆電話
- ⑦ 障害者用器具または設備の表示標識

第 13 条は、道路区域内における建物または場所に設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者用扉
- ② 障害者用座席または車いすスペース
- ③ 傾斜路
- ④ 障害者用階段および手すり
- ⑤ 視覚障害者用ブロック
- ⑥ 障害者用便所
- ⑦ 障害者用エレベーター
- ⑧ 障害者用公衆電話
- ⑨ 障害者用駐車場
- ⑩ 障害者用器具または設備の表示標識

第 14 条は、鉄道駅および電気鉄道駅に設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者用扉
- ② 障害者用座席または車いすスペース
- ③ 傾斜路
- ④ 障害者用階段および手すり
- ⑤ 視覚障害者用ブロック
- ⑥ 障害者用切符売場および改札口
- ⑦ 障害者移動器具または車いす昇降器具
- ⑧ プラットホーム・レール間転落防止柵，格子または自動扉
- ⑨ 障害者用便所
- ⑩ 障害者用エレベーター
- ⑪ 障害者用公衆電話
- ⑫ 障害者用駐車場
- ⑬ 障害者用避難場所
- ⑭ 障害者用器具または設備の表示標識
- ⑮ 視覚障害者用通行地図
- ⑯ 視覚障害者用警告音声および聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは警告灯
- ⑰ 視覚障害者用情報案内音声及び聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは情報表示板
- ⑱ 職員用障害種別毎障害者補助に関するガイド

- ⑱ 障害者とコミュニケーションをとるための職員用翻訳ガイドまたはシンボル図
- ⑳ 障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する職員

第15条は、船着場に設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者用座席または車いすスペース
- ② 傾斜路
- ③ 視覚障害者用ブロック
- ④ 障害者移動器具または車いす昇降器具
- ⑤ 障害者用公衆電話
- ⑥ 障害者用器具または設備の表示標識
- ⑦ 視覚障害者用警告音声および聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは警告灯
- ⑧ 視覚障害者用情報案内音声及び聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは情報表示板
- ⑨ 職員用障害種別毎障害者補助に関するガイド
- ⑩ 障害者とコミュニケーションをとるための職員用翻訳ガイドまたはシンボル図
- ⑪ 障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する職員

第16条は、空港に設置・提供する器具、設備、サービスを定めている。

- ① 障害者用扉
- ② 障害者用座席または車いすスペース
- ③ 傾斜路
- ④ 障害者用階段および手すり
- ⑤ 視覚障害者用ブロック
- ⑥ 障害者移動器具または車いす昇降器具
- ⑦ 障害者用便所
- ⑧ 障害者用エレベーター
- ⑨ 障害者用公衆電話
- ⑩ 障害者用駐車場
- ⑪ 障害者用避難場所
- ⑫ 障害者用器具または設備の表示標識
- ⑬ 障害者通行における情報提供
- ⑭ 視覚障害者用警告音声および聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式

電光掲示板もしくは警告灯

- ⑮ 視覚障害者用情報案内音声及び聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは情報表示板
- ⑯ 職員用障害種別毎障害者補助に関するガイド
- ⑰ 障害者とコミュニケーションをとるための職員用翻訳ガイドまたはシンボル図
- ⑱ 障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する職員

上記器具等が有しなければならない性質については、別表において詳細に定められている。

異なる種類の交通事業に関する施設の間で、必要とされる器具、設備等の相違を理解するために、以下に表2としてまとめる。

表2

	障害者用器具，設備およびサービス	A	B	C	D	E	F
1	障害者用扉	○		○	○		○
2	障害者用座席または車いすスペース	○		○	○	○	○
3	傾斜路	○	○	○	○	○	○
4	障害者用階段および手すり	○		○	○		○
5	視覚障害者用ブロック	○	○	○	○	○	○
6	障害者用切符売場および改札口	○			○		
7	障害者移動器具または車いす昇降器具	○			○	○	○
8	プラットホーム・レール間転落防止柵，格子または自動扉				○		
9	障害者用便所	○		○	○		○
10	障害者用エレベーター	○			○		○
11	障害者用公衆電話	○	○	○	○	○	○
12	障害者用駐車場	○			○		○
13	障害者用避難場所	○			○		○
14	障害者用器具または設備の表示標識	○	○	○	○	○	○
15	視覚障害者用通行地図	○			○		
16	障害者通行における情報提供						○
17	視覚障害者用警告音声および聴覚またはコミュニケーション障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは警告灯	○			○	○	○
18	視覚障害者用情報案内音声及び聴覚またはコミュニケーション	○			○	○	○

	ン障害者用文字移動方式電光掲示板もしくは情報表示板						
19	職員用障害種別毎障害者補助に関するガイド	○			○	○	○
20	障害者とコミュニケーションをとるための職員用翻訳ガイド またはシンボル図	○			○	○	○
21	障害者に対するサービス提供のため、障害種別毎の障害者ニーズについて研修を受け、資格を有する職員	○			○	○	○
22	障害者用歩道		○				
23	障害者用道路横断信号および障害者用横断歩道		○				
24	障害者用歩道橋		○				

(出所) Samnaknganplakrathuangkhomnakhom (2015, C3, 27-28) に基づき筆者作成

A: バスターミナル, B: 道路, C: 道路区域内における建物または場所, D: 鉄道駅および電気鉄道駅, E: 船着場, F: 空港

まとめに代えて

これまで、内務省令、社会開発人間安全保障省令、運輸省令で設置・提供が要求されている、器具、設備、サービスの種類を見てきた。情報アクセシビリティを含めたタイにおけるアクセシビリティの現状について、Disabilities Thailand and Network of Disability Rights Advocates (2016) は、政府は障害者アクセシビリティを法制化しているが、その執行のための効果的方策が欠けていると評価する。施行細則不存在、遅延、予算不足といった原因で実効性がないのはタイを初めとした開発途上国が共通に抱える問題であるが、障害者アクセシビリティにおいては施行細則である省令の公布遅延が生じた。列挙されている器具、設備等は充実したものであるが、それらが実際に整備されるための対策は何ら採られておらず、執行面での問題は改善されていない。障害者団体は2007年憲法、障害者エンパワーメント法の制定過程において長年継続している問題状況を打破することを試みたが、現時点ではその思いは結実していない。

制定された法律が執行されることが本来あるべき姿であるが、何ら規定が無い状態と比較すれば、やはり状況は良化していると言える。交通へのアクセシビリティに関して有名な行政裁判所における事件も、リハビリテーション法とその省令を根拠とすることができたからこそ、裁判を提起することができたと言える。

しかし、現在憂慮すべき事態が存在する。現在国王の裁可を待つのみである、新憲法において障害者の権利を定めた規定が大幅に減少したことである。タイ国民の権利・定められた章において、障害者に直接言及があるのは、差別禁止に関する部分のみとなった(草

案第 27 条)。社会福祉，公共の便宜，およびその他援助へのアクセス・利用を定めた 2007 憲法第 54 条に相当する規定は削除された。内務省令の公布理由にあるように，憲法上の権利として規定された場合の影響力は非常に大きい。それが，権利の実質化が実現していない現状において，明確な形での規定が削除されたことは今後の障害者行政および立法に少なからず影響を与えられられる。

〔注〕 _____

¹ 2007 年憲法の障害者関連規定起草における障害者の役割については，西澤（2010）を参照。

[参考文献]

〈日本語文献〉

西澤希久男 2010. 「タイにおける障害者の法的権利の確立」 小林昌之編『アジア諸国の障害者法－法的権利の確立と課題－』アジア経済研究所

〈外国語文献〉

Disabilities Thailand and Network of Disability Rights Advocates 2015. “Thailand Alternative Report For the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities”

http://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRPD/Shared%20Documents/THA/INT_CRPD_CSS_THA_23388_E.doc (2017年2月19日アクセス)

Saphanitibanyatheangchat (国家立法議会) 2007a. ”Rainganprachum khanakammathikanwisamanphicarana

rangpho.ro.bo.songsoemlaepathanakunnaphapchiwitkonpikan pho.so....

Saphanitibanyatheangchat krangthi3” [仏暦...年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律草案を審理する特別委員会第3回議事録], 25 May

http://www.senate.go.th/jeab/admin/files/prb/97/47_3.pdf (2009年7月7日アクセス)。

Saphanitibanyatheangchat (国家立法議会) 2007b. ”Rainganprachum khanakammathikanwisamanphicarana

rangpho.ro.bo.songsoemlaepathanakunnaphapchiwitkonpikan pho.so....

Saphanitibanyatheangchat krangthi3” [仏暦...年障害者の生活の質の向上と発展に関する法律草案を審理する特別委員会第4回議事録], 30 May

(http://www.senate.go.th/jeab/admin/files/prb/97/47_4.pdf 2009年7月7日アクセス)。

Samnaknganplatkrathuangkhomnakhom (運輸事務次官室) 2015.

“Raingancabapsombun phaitaikhongkansuksa samruat

phueakanpramuenlaehaikhosanuenaeikanprapprungkhronsang

phuenthankankhongsatharana phueakhonphikan dek laephusungayu

khongkrathuangkhomnakhom rayathi1” [障害者, 児童および高齢者のための公共交通基盤改善における評価および提案のための研究調査プロジェクト第1フェーズ報告書 (完全版)],

http://www.mot.go.th/file_upload/2559/report_forDisable/complete_report_disable11-11-58.pdf (2017年2月14日アクセス)